

令和3年第3回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 3月 16日(火) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 安富 法明 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿野 秀文 | 三戸 勲 | 岩山 澄男 |
| 山縣 正明 | 赤間 茂則 | 佐藤 和美 |
| 田原 茂 | 山田 孝治 | |
- 5 欠席農業委員 19番 山本 正二
- 6 欠席推進委員 松田 康浩
- 7 事務局 事務局長 落合 浩志 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から令和 3 年第 3 回総会を開会いたします。出席委員は 1 9 名中 1 8 名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。本日欠席の報告がありましたものは山本会長でございます。従いまして職務代理の安富が議事進行等いたしますのでご協力の程よろしくお願いをいたします。山本会長ですが、体調不良により欠席でございますが先週の段階ではかなり回復してきたものの、様子見のためといいますか第 3 回総会は欠席しますということでございました。昨日、事務局の方に連絡がございまして、先週の土曜日に自宅で転倒されたというようなことでございます。現在は労災病院の方に入院されているという事です。ご自身の持病の検査やリハビリ等で 1, 2 週間の入院になるだろうということでございましたのでご報告をしております。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂く事でご意義はございませんか。(「はい」の声) それでは 3 番 村上委員、6 番 安部委員にお願いをいたします。</p> <p>それでは議事順位第 1 の 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。経営規模拡大のため、自作地の隣にある申請地を買い受けるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしています。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。耕作困難となった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。高齢となり後継者もおらず耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	2番。
赤間推進委員	地区の推進委員赤間です。現地調査の結果、問題ない、支障はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
議長	それではですね。1番、2番について、ご意見等ございましたら、挙手で発言をお願いいたします。特に無いようでございますので、採決に入ります。1番、2番について賛成の方の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	全員賛成。よって、1番、2番につきましては、可決をされました。それではですね、ここで、3番に入る訳ですが、赤間推進委員の退席をお願いいたします。(赤間推進委員退席)それではですね、3番について、ご意見等が質疑がございます方は挙手して発言をお願いいたします。よろしいですか。(「はい」の声)それでは、3番について採決を行います。本題に対して賛成の方の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	挙手全員でございます。従いまして3番については可決されました。赤間推進委員の着席を求めます。 次に議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請者は市内に居住する無職の方です。申請地は、●●●●●から北西へ680mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。駅等も近く住環境に恵まれた地域に共同住宅2棟駐車場2台分を設置するものです。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請者は市内に居住する農業者です。申請地は、●●●●●から南西へ2.3kmの位置にある圃場整備されている第1種農地です。農業用機械の大型化に伴い農業用倉庫、苗場等を設置する者です。第1種農地を対象とする転用ですが、住宅その他

	<p>申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施工規則第33条第4号に該当し許可の対象となるものです。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請者は市内に居住する団体職員です。申請地は、●●●●●から南西へ2.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。鳥獣被害が多く管理が困難なため梨園を廃園され、クヌギ2100本を植林をするものです。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議案の説明が終わりました。只今の説明に関連して、現地調査をされた当番委員の報告をお願いします。</p>
縄田委員	<p>当番委員の縄田と申します。番号は4番です。1番の番号の●●●●●。●●●を通り越して、●●●●●の前を通りまして、100m行くか行かないか所を左に上がった所です。50m位上に上がった所の右側の所なんですけど。現在畑というか畑のような、もう草が生えておりまして、畑は綺麗に刈ってありました。この所の隣が自宅になっておりまして、●●●●これが申請者の家だと思います。隣がこの1084㎡の面積の所に住居というかアパートを、共同住宅を1棟建てて駐車場を建てるという意向でございます。別段近所にもご迷惑は掛からないような状況だと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>2番。</p>
村上委員	<p>2番の●●さんの件なんですけど。申請地はですね、あれは●●●の交差点ですかね、●●●●●、●●から●●方面に行く時に●●●の交差点があります。それを左に曲がってもらったらですね、今度は、交差点の所に●●●●●があって、それをずっと進んだら、●●●●●になります。それをまだ、この地図で見られれば、だから7ページ、申請地がですね、●●●●●を約800m位過ぎて、今度は右に曲がったら申請地があります。これは、4条の農地転用の申請で現地調査をしました。●●●●●の畑なんですけど、面積467㎡のうち農機具を大型することによって倉庫、苗場、通路、合計の面積が206㎡を農地転用を調査をしました。右側に宅地、この左側ですいね、右側に宅地があり裏が山で許可をしても問題は無いと思います。審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>3番。</p>

<p>縄田委員</p>	<p>3番の●●について現地を確認いたしました。場所はですね、●●からですね、●●●●●、●●●●●に行く●●・●●から●●●●●に行く途中なんですけど、●●●●●の山越えて、●●●●●に行く途中の●●、ちょっと行ったら直線道路の所があります。それを右側に行った所です。右側というか200m位行った所がその申請地でございます。申請地はですね、現在、というか以前は梨園として経営されておりました。梨園が後継者不足といいますか、もう既に、廃園となって、梨の木も伐採されております。既に梨園の形状は全く無いような状況でこのまま山として放置しておいたらもったいないなあというような感じでクヌギを2100本ほど植えて維持しようかというような計画でございます。別段、周りもですね、山でありますからクヌギを植えてもらっても差し支えないような状況でございます。むしろ、クヌギを植えてもらったら以降シイタケとかの栽培の原木に有効になるんじゃないかなというような感じで見ております。別段問題ないような状況です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に地元推進委員さんの補足説明があればお願いをいたします。</p>
<p>山縣推進委員</p>	<p>推進委員の山縣です。1番について当日はちょっと用事があったて行かれませんでしたので、後日行ってみました。今縄田委員さんが言われた様に別段問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>2番。</p>
<p>佐藤推進委員</p>	<p>推進委員の佐藤です。2番の現地の方調査に行きました。現地は山とそれから道路と宅地に囲まれた箇所ございまして、周辺の農地に影響を及ぼすような事はないというふうに見られました。本人は非常に農業に熱心な方ございまして、これから地域の農業担うに、農業機械の入れるところは必要だろうというふうに思いました。審議の方よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>3番お願いします。</p>
<p>田原推進委員</p>	<p>推進委員の田原茂です。縄田委員さん言われたように、昭和54年の構造改善推進事業で亡くなられたお父さんが新植をされたんですが一昨年の暮れに梨を作っておられたお父さんが亡くなられて、昨年一応廃園ということで息子さんの方で一応その管理が難儀だということで委員さんが言われたようにクヌギを植えて椎茸栽培に役たてばということだそうです。ご審議程よろしく申し上げます。</p>

	<p>さんの方で貸し出されるというような事なんですけど、その奥にまた田んぼが一枚ありまして、その奥の田んぼに行くのに個々の入口が計画では2.5mの幅しかないということで、私も農業をやっておりますからあそこの田んぼは確か5条刈りのキャビン付きのコンバインで刈っておられたなというような覚えがありまして、2.5mの幅で入れるかどうかということでこの出してもらう●●さんに小作ていうか作業委託されてる方にその幅でいいかどうかを聞いてもらえんじやろうかという事でこれは●●●●●が管理して施工されるような格好になっております。自分だったら、2.5mは狭いなとアスファルトの上でコンバインを切り返ししたら、入れんのじゃないかなとただの平地じゃたらいいんですけど、両脇がコンクリートで幅ができるんです。幅が則面というかコンクリートで上から下までがたぶん2mくらいあるんじゃないかな。擁壁の間を中を入れて行くような感じになります。この田んぼがほんとに埋め立てて、奥の田んぼに行けるかどうかということで、今後の農作業の確認が、農作業が出来るかどうかという事を前は地主さんと農作業の委託者というか委託事業者を確認してもらったらいんじゃないかなということで話は終わりました。本質的には別に問題ないんですけど、とにかく出入の道を実際にとってもらわないと奥には入れないという様な感じのところですよ。以上です。特にこの法律についてはOKだと思いますけど、今後の農作業については問題があるというような状況でした。以上です。</p>
議長	はい。次に2番お願いします。
村上委員	<p>2番の●●さんの件なんです。この申請地はですね、3条の1回目の人の3条の●●さんの申請地の隣が、今度5条で挙がってきたんです。それで、申請地の場所はですね、前回ちょっと行った●●のバイパスを降りて今度は●●方面へ2km位行った所に今度、右に曲がった所に申請地がありました。それで、この5条の現地調査をしました。地目は田で地番が●●●●●、面積が625㎡この目的がですね経営拡大することで、農機具が大型で倉庫を建てなくてはいけない、苗場を作って、そして通路、それで権利の異動と農地転用しても周りの農地には影響は無く、許可をしても良いと思います。審議の程お願いします。</p>
議長	それではですね、地元委員さんの補足説明があればお願いをします。
山縣推進委員	地域の山縣です。今1番について今縄田委員さんが言われたように、今言うように問題はちょっと降りる問題があると思いますが、それをクリアすれば別段問題は無いと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	2番。

<p>岩山推進委員</p>	<p>大田推進委員の岩山と申します。先程、村上委員が言われました通り、特別問題はないと思いますので、審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>それではですね。これより、質疑に入りたいと思うんですが、今の縄田委員さんの報告、山縣推進委員さんの農道の事が解決すればというふうなおっしゃり方だったんですが、その辺はいいんですかいね。あと、どうゆうふうに地元ていうか。条件付きでというのはちょっと無い。</p>
<p>中野委員</p>	<p>この田は僕らが刈りに行きよる。今まではコンバインを道路でつい降してトヨタの所からこう降りて行きよったけどね、去年らちよっと影になる草木がある所が入った所にそこには●●さんていう人がおって、その田んぼがあって、その田は死んでおちやないけね、今、●●て要はあっちこっち作って歩きよる奴がおるいね。その代わり野菜を作ったり何だりするけ、そこは、あんまり本気でようやらんけどやね、かぼちゃを作ったり何だりしよったから、そこを通過して稲刈り入りよったんです。その中に1本、こう50cmくらいの水路があるけえね、その中に杭やら竹を切ってきて、そん中入れてそこを渡って、刈ったりなんだりしよった。だけ、もう向こうから来たら田は●●●の下は細いから、柔ようてね、もうべちゃべちゃなんよ毎年。稲刈るそに。だからね、そりゃまあ、分かる。●●●●の所に行ってよう言うちょこういね。こっちよう頼んじよけ。どうせ、田んぼ作りよらんじやろうけ、あれは●●さんかいね、●●●●か、あそこ借りて、あそこからこう入っていく。あそこの田からこう入って、野菜植えちよった所は野菜も無いようにしてすぐ入って行っていけるから。</p>
<p>議長</p>	<p>農業委員会がいいよって今の委員へ。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
<p>馬屋原委員</p>	<p>ええか、悪かだけじゃから。今の状況だった当然許可するわあね。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
<p>議長</p>	<p>暫時休憩</p>

議長	再開をいたします。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。
岸委員	ひとつだけ。こうゆう案件がわかっててさ。16番岸ですが。今、現地確認行った縄田さんがですね、こうゆう現場だということで悩まれてますよね。法的には問題ないけど実態上は無理がある可能性がある。こうゆう時に例えば事前にそうゆう事が分かってるんなら、事務局の方でこれを役所に聞いた方がいいのか、全国農業会議所の方に確認した方がいいのかというような手続きはとらんのですかね。事務局は。
議長	事務局。
議長	早い話が、要するに現地調査の結果、課題があるねという事であれば農業委員会として、5条じゃから所有権の移転があるわけですから、その当事者の両方の方にですね。あるいは、関係の方、その田んぼに行く方、農道が必要とされる方と連絡をとって、調整をしてくださいというふうな、調整役が事務局には果たせるかねという。そうせんにゃ、課題があるままでですね、法的に問題がないからという事だけで農業委員会が動くとして将来に課題を残すんじゃないんかねと言う事だろうと思うんですよ。
事務局	農地を●●●●●に貸されるかは、貸付人の方から田んぼの耕作者の方へ確認してみるというふうに伝えて帰って来たと、その後連絡がございませんので、問題はなかったのかなという解釈なんですけど、只、今中野さん初めてお聞きになったようなので、●●●さんから中野さんへご連絡はなかったのかなというふうに思います。
中野委員	無いよ。誰が行って稲刈るか分からんよ。たまたま今、俺らが行きよるけどね。だけど、それも反対側の土地、川の反対側の土地はちゃんとした道が付いちよるかつがつも。またトラクターやらコンバインやら軽トラが通るぐらいの道は付いちよる。だけど、こっち側はかつがつ通れる道があるけどやね、ずっと通ちよらんからもう上がこうなつちよるからね、危ないんよな。そりゃ、やっぱり役所が当たり前道路ちゃんと畦道作ってくれりゃ、そっからさっさと入れるいね、なんぼでも、●●●でがっちゃんこした所でちょっと斜めにこうしてもろうたら、なんぼでも入れるからな。
縄田委員	コンバインとか上にぐーと廻すけいね、糶出す時にね。
中野委員	じゃけどね、川土手は結構広いんよ。軽トラやら通るんじゃないけ、なんぼだって。通ろうと思えばよ。

馬屋原委員	分間図からは川土手から入るようになっちょるいの。
中野委員	●●さんなんかポンプで水を揚げたりしよった川から。
議長	<p>それでは、現状で時間を取って申し訳ないんですが、その事についてはですね、再度、事務局の方で確認をして頂くという事でええですかね。このまま何もしないで、議案採決するというのはちょっと抵抗があるんじゃないかと思っておりますので。当日の現地調査で、担当の委員から農道の幅について進入路ですね。進入路の幅についての指摘があった事に対するその対策がきちんと取られるという事の確認をしてください。そうするぐらいしかない。</p> <p>それではですね、他に質疑はございますか。よろしいですかね。それでは、これより採決をいたします。議案第3号について原案の通り決定する事に賛成の方の挙手をお願いをいたします。</p>
委員	挙手。
議長	<p>全員、賛成。よって3号議案は可決をされました。2番については審議委員会に附します。</p> <p>次に議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いをいたします。</p>
事務局	朗読。太陽光発電設備を設置するにあたり当初予定していたルートが使用できなくなり、●●●●の外線敷地交渉が難航しているため、令和4年3月31日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は0%とのことです。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	<p>議案の説明が終わりました。只今の説明について、当番委員の説明を求めます。行ってないです。</p> <p>じゃあ、地元推進委員さんの。</p>
山縣推進委員	推進委員の山縣です。地図の14ページを開いて見たら分かるように、私の上の●●さんという家があるんですけど、そこから一応申請地と文字が書いてある所に電柱を一本建てて目的地に行く予定でしたんですが、空き地の上空を通るという事で、その●

	<p>●さんという人が●●におってんですが、そこの人がですね、上空を通ってはいけないということで、許可が出なかったそうなんです。それで、急遽、●●●●●からですね。●●さんの所を通って行く計画になるというので、ちょっと話を聞いたんですね。それでルートが全然変わるので、ちょっと時間が掛かりますよと、この間の中電の設計の人に会いましたら、そういう事なんですのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>それではですね、これより質疑に入ります。発言のある方、挙手をお願いします。特に無いようでございますので採決をいたします。議案第4号について原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>全員、賛成。議案第4号は原案の通り、決定をいたしました。 次に議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。 今日、別冊の方の資料ですが、令和3年3月31日告示の令和3年4月1日開始の農用地利用集積計画でございます。1ページ目を開けてもらいますと、全体の流れが書いてありまして、全体の面積が2109112.28㎡、新規が924027.00㎡、再設定は1185085.28㎡でございます。設定する方は、この後、書いてありまして、全体の筆数といたしまして1245筆ありました。それで、次の2ページ目なんですけど、ちょっと修正がございます。2ページ目の方なんですけど、設定期間1年から10年ぐらいずっと書いてありますが、一番下の10年以上のところ樹園地が3541㎡が今書いてありますが、それが、採草放牧地、右の欄の方になります。どうもすみませんでした。それで、合計がちょっと変わりました。樹園地の下の計が3541で書いてあるのが0になります。再設定は5216㎡のみになりますので、この合計が下にいきまして5216㎡になります。そして採草放牧地の方ですが、今10年のところに隣の3541㎡がきまして、新規のところ6106と合わせまして9647㎡になります。そしてその下の再設定はそのまま、計のところですが、今24921と書いてあるところが、28462になります。どうも、すみませんでした。それで、3ページ目の方は、各地区別の方に仕分けしております。3ページ目、4ページ目の方から美祢市の委員さんの方は美祢地域のもの、秋芳地区は秋芳地区、美東地区の方は美東地区の内容を添付しています。そして、一番最後のページになりますが、これ皆さん全部ありまして、これは山口農林振興公社の中間管理機構を通して、設定されるものでご</p>

	<p>ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地利用計画が基本構想に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用要件を満たしていると考えます。これは決定後にはなるんですが、この控えは4月中旬ぐらいに双方さんの方に郵送で行くようにしております。よろしくご審議の程お願いいたします</p>
議長	<p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。農用地利用集積計画についてですね、地元の委員さんで特に発言があればお願いいたします。よろしいですか。それでは、これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。それでは、採決を致します。議案第5号について原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>全員、賛成であります。議案第5号は原案の通り、決定をいたしました。 次に議事順位第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9件朗読。 1件目～3件目。腰痛のため耕作管理が困難となったため、双方の合意によって解約されたものです。次の耕作者は決まっています。 4件目、5件目。他の方へ売却されるため、双方の合意により解約されたものです。4番が耕作者と公社、5番が公社と所有者の合意解約になります。 6件目。これからは所有者が耕作管理されるため、双方の合意により解約されたものです。 7件目。これからは公共工事に使用されるため、双方の合意により解約されたものです。 8件目。農地法第4条農地転用許可申請のため、双方の合意により解約されたものです。 9件目。新たに農地中間管理事業による貸借の設定をされるため、双方の合意により解約されたものです。 以上、報告いたします。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、地元委員さんから報告がありましたらお願いをいたします。特に無いようで。後が決まってないのが7番、8番あるん。</p>

事務局	7番は公共工事に使用されるため解約されて、公共工事の届出はこれから出て来るんです。8番は今回ありました、4条の3番の土地になります。
議長	それではですね、特に発言が無いようでございますので、以上で報告第1号を終わります。 次に議事順位第7 報告第2号 農地転用現況証明についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請が1筆。昭和25年には、山林になっており、現在は、採掘場として利用されています。 2件目。申請が3筆。昭和47年頃に、クヌギを植林し、現在は山林となっている状況でございます。●●●●番につきましては昭和47年に転用の許可を受けていますが、登記はされていません。 3件目。申請が2筆。昭和60年頃に、耕作放棄後、現在は原野となっている状況でございます 以上報告いたします。
議長	説明が終わりました。只今の説明に関連して当番委員の方の現地調査の報告をお願いいたします。
縄田委員	番号1番の●●●●●さんという方の所有地なんですけど、財産管理人が入っておりまして●●●●●ということで、当日はお会いしてないんですけど、この場所といいますと●●●●●、●●から鉾山に入る●●●●●の採掘場の中に入って行きまして、普段は入れない様な鉾山の中に行きます。入り口から約10分くらい鉾山の中を揺られてどンドン行って、地図も無いというか鉾山だからGoogleのナビで見ると奥も分からんようなところですよ。道がないです。ずっと山の一番てっぺんまでありまして、その上が写真で見るとような状態で、もう既に樹木は伐採されておりまして、採掘現場になっております。この場所を言われても、まあ、この場所だろうなというような所です。境も何もないというか、周り一帯が●●●●●さんの採掘場になっております。これが現状維持で農地転用ということで、よく●●●●●さんが畑で作っておられたなというような感じのところですよ。別段問題ないと思います。以上、よろしく申し上げます。
議長	2番。

村上委員	<p>2番の●●さんの件なんですけど、申請地はですね、さっき3条で出た●●さんの隣になるんですけど、これもだから●●のバイパスを降りてもう少し20m位上がって●●●●●●方面の道をずっと、●●●●●●に行く方です。これも500m位行った所に申請地があります。それで、これ●●●●●●番地、●●●●●●番地、●●●●●●番地を現地調査で見ました。それで、さっき言われたんですけど、●●●●●●番地は昭和47年に農地転用4条の許可を受けていたんですけど、申請はまだしてない状態です。昭和47年に●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●を、栗を植林しましたが申請地がですね、道より4mから5mくらい下でして6月、7月頃には大雨でこの周りは湖になるんです。今でも、そこの現地に入ると、足が埋まり、歩けない状態ですね。それで、管理が難しいから現況証明をお願いしますということです。審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番。</p>
縄田委員	<p>3番について報告いたします。3番は●●●●●●番と言う事ですけど、●●●●●●と言いますかね、●●●●●●に行く途中に●●●●●●に行く途中に行く道があるんですけど、そこを入っていただいて三角の交差点がありまして、そこを右側に行った所に道の下に溜池がございます。その溜池の上側にあります。22ページで見るように、ページ22というところが溜池になりますねちょうど。その溜池の上側になるんです。これが市道になるのかな。市道の下にあって、前は、草ぼうぼうというか竹と竹藪になつとる様な状況です。これが以前は田であったということでもありますけど、水も何もないというような状態です。両脇はもうこちら手前の方写真を撮ってる方側になるんですけどこれが市道で、向こう側の山も市の所有地というような状況で、真ん中の下の方が田になっておりまして、これが草ぼうぼうで、もう利用価値が無いような状況です。ここに降りるにも降りる道が無いような状況になっております。これについては、現状維持、どうしようもないなというような所になっておるなというような解釈で見えました。これ以上どうしようもないなということです。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元の委員さんの補足説明があればお願いします。</p>
山田推進委員	<p>1番。伊佐町の山田です。縄田委員が言われた様に山の上ということで別に支障はないので、審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、2番。</p>

赤間推進委員	地区の推進委員の赤間です。村上委員が説明した通り、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	3番お願いします。
三戸推進委員	秋吉の三戸でございます。3番につきましては、水路が無いわけです。従ってもう、耕地としてどうにもならないと言う状況下にあるわけでございます。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	報告第2号につきまして、発言のある方は、挙手をお願いいたします。よろしいですか。特に発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。
事務局	<p>申し訳がございません。先程の議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。ちょっと5ページ目まで戻って頂けたらと思います。こちらの番号1、借受人●●●●●、貸付人●●●●●さんの案件でございます。代理人であります●●●●●の方から貸付人の●●●●●さんの方へご連絡をいたしまして、農地への進入路が2.5mになることについて、問題はないかというふうに投げかけてあるそうでございます。●●●●●さんの認識としましてはご自分で耕起並びに植付をやられて、稲刈りだけ作業委託をしておられるようで、実際に稲刈りされる方はその年々でまちまちのような言いぶりでございます。小さい機械で来る時もあるれば、大きい機械でやる時もあるんだという認識でございました。ちなみにこの2.5mの所から入れなければ、隣は●●●●●が流れておるわけですけど、河川の堤防側からも進入出来るので、問題は無いだろうという認識だったそうです。ただ、一応刈りとりをやられる方にですね、確認をしてみようという話をされたようですが、未だお返事がないということでございました。代理人の●●●●●といたしましては、農業委員会で決定してですね、2.5mという幅員が今確保されているわけですけど、実際に●●●●●さんが3mにするよという話であれば、計画変更が必要であるよということは投げかけてございますので、基本的には何ら問題はない事でございますので、申請が2.5mでありますことから本日決定して頂くことについては特段問題はないかなと思っております。ただ、許可証を出す前までにですね、必ずどうゆう結果になったかだけは、報告をくださいというふうに申し添えておりますので、以上でございます。</p>
議長	ありがとうございました。今の報告の通りでございますが、特にこれ以上ご意見はよろしいですか。それでは、元に戻りまして議事順位第8 報告第3号 農地法第32条第3項の規定による告示についてを議題とし事務局より報告事項の朗読と並びに説明をお願いいたします。

事務局

すみません、告示としておりますが、公示の方に修正をお願いします。

朗読。

2020年度の農業委員会業務必携をご用意下さいと案内書に書いてあったと思いますが、これを用意してもらって、今日配布しております一枚紙なんです、所有者不明地の活用についてという両面刷りで印刷しております。こちらの資料もご用意ください。農地法第32条第3項による公示、これ美祢市農業委員会としては初めての案件でございます。ざっと簡単に説明いたしますと所有者が分からない農地について貸し借りができるようになったということで、平成30年に基盤法が改正された訳でございます。それで、この業務必携の98ページの方すみませんお開けください。98ページ以降ですね。書いてありますので、そちらの方合わせて、見て頂きたいと思います。98ページの中段辺りに共有農地、所有者不明の農地の利用権設定ということで書いてあると思います。それで今までは、利用権設定する場合、過半数の同意がないと利用権設定とか出来ないことでしたがこれにより、5年以内だったものが20年以内に変更になりました。そして相続とか、今頃相続今回、利用権設定されて発送されてから相続放棄されたとか相続人がよく分からないということもありまして、基盤法改正により、相続された方が分からない土地やそれとか共有名義の方がわからない、確認する相続される方がよく分からないと言われた農地でも、中間管理機構を通して、利用権設定すれば、最長20年間利用権設定ができるというような内容でございます。それで、98ページの画の中に書いてありますが、基盤法による利用権設定と農地法による利用権設定というのが書いてあると思います。基本的に機構を通して、やるようになるんですが、98ページの方にグリーンの方は基盤強化促進法と書いてあってちょっとオレンジの方が農地法と書いてあります。相手がいる場合は利用権設定なり出来るんですけど、この改正農地法により、1人でも、共有名義の方が見つければ探索をして利用権設定を計画定めて中間管理機構の方の事業に乗れば出来るようになります。そして農地法の方であれば、共有者の半分は判明していない場合でも公示をして利用権設定できるんですが、今回この17ページの方は耕作者さんが引き続き利用権設定したいんだけど土地の所有者の方に相談すると相続放棄されたということが分かりまして、調べていきますと、やはり相続放棄されたということが判明いたしました。この基盤法でやるか、農地法でやるかという差なんです、今日配布しております「所有者不明地の活用について」一枚紙の方で下の方の段に所有者が誰も分からない場合やは、共有者の中に反対者がいる場合は農地法と書いてありまして、こちらの方で相続放棄されているものがあればこちらの方でやってもいいような事で、この裏面のページにですね、例といたしまして、これまで耕作されてきた所有者が死亡し、相続人が放棄した場合の農地の探索ということで書いてありまして、このやり方で今回やっております。この今相続放棄された土地の登記簿を入手し、名前を確認いたしましたところ、17ページにありますように真ん中の方に●●●●●の●●●●●というんですがこの方が登記の名義人になっております。この方が死亡したかどうかを確認するために戸籍等入手いたしまして、この方はもう既に亡くなられておられまして、配偶者の方も亡くなられておりました。このパタ

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ーンによく似ておりましたのでこの方法でやるのが一番いいかと思ひまして、この農地法の方でやっております。この裏面の方に Point! と書いてありますが、配偶者そして子供が相続放棄している場合は、農地法の裁定手続きが可能であるということがいきなり書いてあるんですけど、中間管理機構の方に問合せしたところ、やはり農地法による公示の手続きを行ってくださいということでございました。この公示の期間も6ヶ月間、あたり前の6ヶ月間公示してやるようになると思います。また、17ページの方に戻って頂きますが、1のところの所在地を記入しておひまして、●●●●●の●●●●●とか●●●●●、●●●●●とか書いてあります。ざっくり場所を言ひますと、●●●●●を過ぎて●●方面へ向かうと●●●●●という所があると思ひます。今、●●●●●とかそこら辺がありますがそこら辺の土地でござひます。画の方の32条または33条の該当事項をとということが書いてありまして、中段目以降に32条とか、33条はどういうものかというのが書いてありまして、今回は33条の第1項を利用致したしまして、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるということでこちらの方でやりたいと思ひます。農地の所有者の情報でござひますが、今下記によると書いておひます。これは調べた内容ですが、今下の方に土地の所有者は●●●●●の●●●●●さんという方が土地の所有者になっておひまして、大正13年8月10日生まれで平成13年1月27日にお亡くなりになっておひます。配偶者の●●さんこの方は令和2年8月16日にお亡くなりになっておひまして、このお子さん●●さんといわれる方が一応お子さんで相続される訳なんですけど、遺言とかにも書いてありまして、この●●さんに相続するというところでございましたがこの●●さんが相続放棄ということで、農業をやりたいくないという事で相続放棄された訳なんですけど、この内容で出しまして相続放棄申述受理日●●の●●●●●の方に令和2年11月16日付けで受理されておひます。この内容で今、3月16日としておひますが、明日以降になろうかと思ひますが、6ヶ月間公示いたしまして、所有者を探す訳なんですけど、公示後にこの中間管理機構の方に公示しましたという旨を伝えまして、中間管理機構が県の方に裁定請求そして県の方は申請いたしました県知事の方からの裁定請求が下るような流れになっています。99ページの方にちょっと下の方なんですけど、所有者を確定出来ない時の流れと致しまして、所有者の探索それから次に右の方に行きまして所有者等の生存確認これはもう戸籍等で確認いたしました。そして上の方の矢印と下の方にあるんですけど書面上死亡していらっしやいますんで下の方になります。配偶者または子供の把握ということで、奥さんも配偶者も亡くなられておひます。そのお子さんがなるわけなんですけど、この方相続放棄されておひますので、住所も確知出来ないということで公示するという流れになります。以上のこの公示の手続きの流れでござひます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>告示なったり、公示なったりするけど、どっち。</p> <p>これは、公示が本当です。</p>
----------------------	--

議長	公示なん。
事務局	これは、議案書の表の表示には告示と書いておりますが、正式には公示です。利用権設定のやりながらこれ作ったものですから、公示と告示がちょっと入り混じっておりました。どうもすみませんでした。
議長	それと、これが公示期間が過ぎたら、中間管理機構との契約をするんですが、耕作者の方は問題ないわけですよ。
事務局	耕作者の方は引き続き耕作したいという旨がありまして確認しております。
議長	今お聞きの通りでございます。報告第3号について、初めてのケースという事でございますけども、質疑なり発言のある方は挙手をお願いいたします。この際よう聞いちゃったら。よろしいですか。
事務局	今回利用権設定色々されて、この今件もありますけどもまだ今他の方にも●●の方で案件抱えておりますので、また次にもまた出ると今度、今これ農地法の方でやる場合なんですけど、次は基盤法でやる場合の公示になろうかと思っております。いろいろ耕作放棄とかされて、このケースもいろいろ、いろんなところで増えるんじゃないかと危惧しておるわけでございます。よろしく願いいたします。
議長	特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。次に議事順位第9 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局から報告事項の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 この度、20ページ目以降にございますように、6件。農事組合法人●●●●●、農事組合法人●●●●●、農事組合法人●●、農事組合法人●●●●●、農事組合法人●●、農事組合法人●●●●●から提出がございました。各農事組合法人から提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長	<p>只今の報告第4号について発言のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。特に発言が無いようですので以上で報告第4号を終ります。</p> <p>続きまして、農業相談日ですが、今月は農業相談の予約がなかったため農業相談は行っておりません。よって当番委員からの報告はございません。以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。みなさんからご意見等ございましたら、よろしいですか。その他の件について事務局および委員から今後の予定及びをよろしく願います。</p>
事務局	<p>令和3年4月の日程についてでございます。本日もA4紙の1枚、お配りしておと思いますので、ご確認ください。総会は4月の16日、金曜日、午後2時から、美祢市民館2階、大会議室こちらでございます。農業相談日は、4月の13日、火曜日、時間は9時から11時30分まで。美祢地区、安部委員さん、美東地区、倉増委員さん、秋芳地区、武藤委員さんでございます。現地調査は実施日は4月の7日、水曜日、時間は9時から16時までを予定しております。ご担当は井町委員さん、井上委員さんでございます。集合場所は農業委員会事務局に8時50分までに来てください。</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして令和3年第3回美祢市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>号令</p>

午後 15 時 50 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和3年3月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

